

議案第19号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく
債務の免除に関する条例の廃止について

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免
除に関する条例を次のように廃止しようとする。

令和2年3月3日提出

天理市長 並 河 健

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく
債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免
除に関する条例（平成元年2月天理市条例第1号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及
び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職
員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の
規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。